



# 税の申告は 正しく お早めに

## 税の申告相談

### ★三税（所得税・事業税・住民税）共同説明会

| 期 日     | 場 所      | 時 間          |
|---------|----------|--------------|
| 2月1日(金) | 横芝町中央公民館 | 午後1時30分～午後4時 |

### ★所得税の出張相談

| 期 日      | 場 所      | 時 間          |
|----------|----------|--------------|
| 2月19日(火) | 横芝町中央公民館 | 午前9時30分～午後4時 |

### ★税理士会の無料申告相談

| 期 日                             | 場 所                | 時 間          |
|---------------------------------|--------------------|--------------|
| 2月18日(月)<br>3月1日(金)<br>(土・日は除く) | 東 金 税 務 署          | 午前9時30分～午後4時 |
| 3月1日(金)                         | 松尾町洗心館<br>(松尾町役場裏) |              |

平成2年分の所得税の確定申告は、2月16日から始まります。申告期限は3月15日です。

期限間近になりますと税務署は大変混雑し、落ち着いて相談ができなかったり、長時間お待ちいただくことになりかねません。

確定申告はできるだけ早めに済ませてください。確定申告についての問い合わせは、東金税務署所得税部門（☎0475-3121）へ。

## 申告と納税は

所得税 2月16日から3月15日  
贈与税 2月1日から3月15日 まで  
個人事業者の消費税 4月1日

相談はお気軽に

(第2・第4土曜日は休みです) 東金税務署

## 資産を売ったら……

### 譲渡所得の申告について

平成2年中に土地（借地権）、建物などの不動産やゴルフ会員権などの資産を売った場合の譲渡所得については、所得税の確定申告が必要です。

マイホームを売った場合の三千万円の特別控除の例は、確定申告をしないと受けられませんので注意してください。

◇不動産を売ったり、交換したり、買い替えたり、あるいは国や地方公共団体などに収用等された方の譲渡所得は、分離課税となりますので、所得税の分離課税用の確定申告書用紙を使用して、給与、事業、不動産所得などの他の所得と一緒に申告をしてください。

◇ゴルフ会員権、貴金属、書画・骨とう品などを売ったり、あるいは借家人が立退料などを受け取った場合の譲渡所得は、総合課税となりますので、所得税の一般用の確定申告書用紙を使用して、給与、事業、不動産などの他の所得と一緒に申告をしてください。

## 相続登記無料相談

2月は相続登記推進月間です。司法書士事務所では、この期間中、相続について無料相談を行っています。相続登記

を何代にもわたって放置しますと、権利関係が複雑となり、後日トラブルが発生する原因となります。

相続登記は早めに行いましょう。

お問い合わせは、千葉司法書士会八日市場支部（☎05-05）へ。